

## 令和2年度給与改定（第1回）小委員会交渉

① 日 時 令和2年3月25日（水）17時57分～18時00分

② 場 所 東京区政会館17階交渉室

③ 出席者

（当局）石川総務部長会会長（江東）、北本総務部長会副会長（港区）、  
吉岡総務部長会副会長（文京）、海老沢総務部長会幹事（中野区）  
鈴木人事企画部長、伊藤調査課長、小林勤労課長、  
小池人事企画部副参事（労務・制度改革担当）

（組合）中條副委員長、峰村副委員長、小宮山書記長、西嶌賃金対策担当部長、  
東矢組織担当部長、高木教育宣伝担当部長

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

政府が昨年6月に決定した「経済財政運営と改革の基本方針2019」、いわゆる「骨太の方針2019」では、令和2年度から令和4年度までの間、就職氷河期世代支援プログラムに集中的に取り組むとしております。

これを受け、総務省は、地方公共団体に対し、就職氷河期世代支援の趣旨を踏まえ、地方公務員の中途採用に取り組むよう要請しております。また、本年1月には、総務大臣が各首長に宛て、就職氷河期世代への支援として、積極的な中途採用の協力を求める書簡を送付しております。

私どもは、この経過を踏まえ、就職氷河期世代を対象とする採用制度について、検討してまいりましたが、就職氷河期世代である者の就職の機会を拡大するとともに、特別区における職員構成の均衡を図るため、実施することといたしましたので、提案します。

まず、採用する職種は事務とし、採用する職務の級は1級職とします。

次に、採用の方法は、人事委員会による統一試験とし、令和2年度から令和4年度までの間、実施することとします。

次に、受験資格は、昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者とします。

次に、初任給は、1級29号給とし、その職務経験等に基づき、号給を加算することとします。

次に、採用後の任用上の取扱いは、Ⅰ類区分で採用された者と同様とします。

詳細は、「就職氷河期世代を対象とする採用制度の導入について（案）」のとおりです。

私からは以上です。

〈特区連〉

ただいま、「就職氷河期世代を対象とする採用制度の導入について（案）」の提案がありました。

特別区においても、いわゆる「就職氷河期世代」の職員構成が少ない状況にあること、また、社会的にもこの世代への支援が要請されている状況であると認識しています。

また、提案については、従来の経験者採用制度と均衡した内容であると認められることから、これを了解いたします。

私からは以上です。

〈当局〉

妥結のご回答をいただき、ありがとうございます。

先ほど申し上げた目的を踏まえ、採用を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。